

ID: 153

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第10条第1項及び第2項		
例規番号	平成15年条例第35号		
【基準】			
第10条の規定による。 (使用料)			
第10条 公園有料施設の利用者は、使用許可を受けた際使用料を納付しなければならない。			
2 前項の場合において、附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。			
3 前2項の使用料の額は、次のとおりとする。ただし、別に定めがあるものについては、この限りでない。			
	区分	単位	金額
	夜間照明	1時間につき	720円
備考			
1 使用時間が規定の時間に満たない端数があるときは、規定の使用時間を使用したものとして使用料を徴収する。			
2 市民(市内事業所に勤務又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。)以外の者の使用については、5割増とする。			
3 スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定をしている、宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町及び芳賀町に居住する者は、市民と同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第17条		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (土地の占用料)</p> <p>第17条 第6条の規定により公園施設の設置の許可を受けた者又は第14条(第3条第2項において準用する場合を含む。)の規定により土地の占用の許可を受けた者は、別表の該当する金額の合計額を土地の占用料として納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用及び占用の許可取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第23条第1項		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】 第23条の規定による。 (使用及び占用の許可取消等)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は占用の許可を取り消し、占用を停止し、若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定により許可を受けたとき。 (3) 第16条の規定による市長の勧告又は命令を履行しないとき。 (4) 第12条又は第20条の規定に違反したとき。 (5) 第17条の占用料を滞納したとき。 (6) その他公園の管理上必要があるとき。</p> <p>2 前項第6号の規定により使用若しくは占用の許可を取り消し、又は使用若しくは占用の停止をする場合には、市長は、その旨を予告しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第26条から第28条まで		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】 第26条から第28条までの規定による。 (過料) 第26条 土地占有者が無断で許可区域を越えて使用した場合は、市長は、第17条に規定する 占用料を徴収するほか、5万円以下の過料に処する。 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市長は、第10条の使用料又は第17条 の占用料の額のそれぞれ5倍に相当する金額以下の過料に処する。 (1) 第3条、第6条、第8条又は第14条の規定による許可なくして、土地又は公園有料施設 を使用した者 (2) 使用者又は占有者が返還期限までに当該使用又は占有に係る物件を返還しないと き。 第28条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市長は、5万円以下の過料に処す る。 (1) 虚偽の手段をもって第3条、第6条、第8条又は第14条の規定による許可を受けた者 (2) 第12条、第20条、第21条又は第24条の規定に違反した者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	景観まちづくり活動団体の認定の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市景観条例 第20条第2項		
例規番号	令和元年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第20条及び真岡市景観条例施行規則第23条の規定による。 (景観まちづくり活動団体)</p> <p>第20条 市長は、景観形成の推進を目的として活動する団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として認定することができる。</p> <p>2 市長は、景観まちづくり活動団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>(景観まちづくり活動団体)</p> <p>第23条 条例第20条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当することとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 団体の活動が良好な景観形成に寄与するものであると認められること。 (2) 団体の活動が他者の財産権を不当に制限することがないと認められること。 (3) 目的、活動内容、構成員その他必要な事項を記載した規約を定めた団体であること。</p> <p>2 条例第20条第1項に規定する認定を受けようとする団体は、代表者が景観まちづくり活動団体認定申請書(様式第38号)により市長に申請するものとする。</p> <p>3 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第3号に規定する規約 (2) 団体の活動区域を示す図面 (3) 団体の代表者、役員並びに構成する者の氏名及び住所を記載した図書 (4) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>4 市長は、条例第20条第1項の規定により認定した場合は、景観まちづくり活動団体認定通知書(様式第39号)により当該団体へ通知するものとする。</p> <p>5 市長は、条例第20条第2項の規定により認定を取り消した場合は、景観まちづくり活動団体認定取消通知書(様式第40号)により、当該団体に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1019

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	表示の停止その他の措置命令(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第19条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】 第19条第1項の規定による。 (違反に対する措置) 第19条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1020

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	許可の取消し(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第20条		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】 第20条の規定による。 (許可の取消し) 第20条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。 (1) 第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。 (3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正手段により許可を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日